

## 戦没者等のご遺族の皆さんへ「第十一回 特別弔慰金」のご案内

特別弔慰金を受けるには、請求手続きが必要です。まだ請求がお済でない方は、お早めに請求手続きをしてください。

### ●支給対象者

2年4月1日(基準日)に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番で上位の遺族一人に支給します。

### 戦没者等の死亡当時の遺族で

- ① 2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
  - ② 戦没者等の子
  - ③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているこ

と等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④ 上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ●支給内容

額面 25万円、5年償還の記名国債

### ●請求期限

5年3月31日まで

※請求期間が過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなります。請求漏れのないようご注意ください。

問・申 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273  
各行政局、各出張所

## 「第2次田村市総合計画」に関するパブリックコメントを実施します

今後10年間(4年度～13年度)の新たなまちづくりの指針となる「第2次田村市総合計画」の策定を進めています。新しい計画は、デジタル化の推進やポストコロナなど社会の変化や時代潮流への対応に加え、震災からの復興の次のステージに向け、市民とともに魅力ある田村市を目指す内容です。第2次田村市総合計画(素案)について、皆さんから意見を募集します。

●閲覧方法 市ホームページからご覧いただくか、企画調整課・各行政局で閲覧できます。

### ●意見提出方法

意見提出用紙は、市ホームページからダウンロードできるほか、閲覧場所で配布します。次のいずれかの方法で提出してください。

① 提出 企画調整課または各行政局

平日の午前8時30分～午後5時15分

② 郵送 〒963-4393 田村市役所 総務部企画調整課宛 住所の記載は不要。

③ FAX 81-2522

④ メール kikaku@city.tamura.lg.jp  
※必要事項(住所・氏名・電話番号)の記載があれば、任意様式での提出も可。

●募集期限 4月14日(木) 必着

### ●その他

いただいた意見は概要のみ公表し、個人情報公表しません。意見に対する個別回答もしません。意見募集の結果は市ホームページでお知らせします。詳しい内容は、企画調整課へお問い合わせください。

問・申 総務部 企画調整課 ☎61-7615

## 福島第一原子力発電所を視察しませんか?

●開催日 5月27日(金)午前8時～午後4時(予定)

●募集人数 15人※定員になり次第、締切ります。お早めにお申し込みください。

●申込期限 4月25日(月)※当日消印有効

### ●参加条件

- ・18歳以上の方(学生を除く)
  - ・田村市に住所を有する方
  - ・田村市内に勤務する方
  - ・次のいずれかの場所に現地集合できる方
- 集合場所: 船引公民館駐車場、常葉行政局駐車場、都路行政局駐車場

### ●申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、本人確認証明書

(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(写真付)、住民基本台帳カード(写真付)など)の写しを添付し、総務課または各行政局へ直接提出するか郵送してください。

※申込書は、総務課または各行政局で配布します。郵送で用紙を請求する場合は、総務課へご連絡ください。

### ●その他

新型コロナウイルス感染症の状況により、中止する場合があります。

問・申 総務部 総務課 ☎81-2117  
〒963-4393 田村市船引町船引字畑添 76番地 2

## Health Topic 1

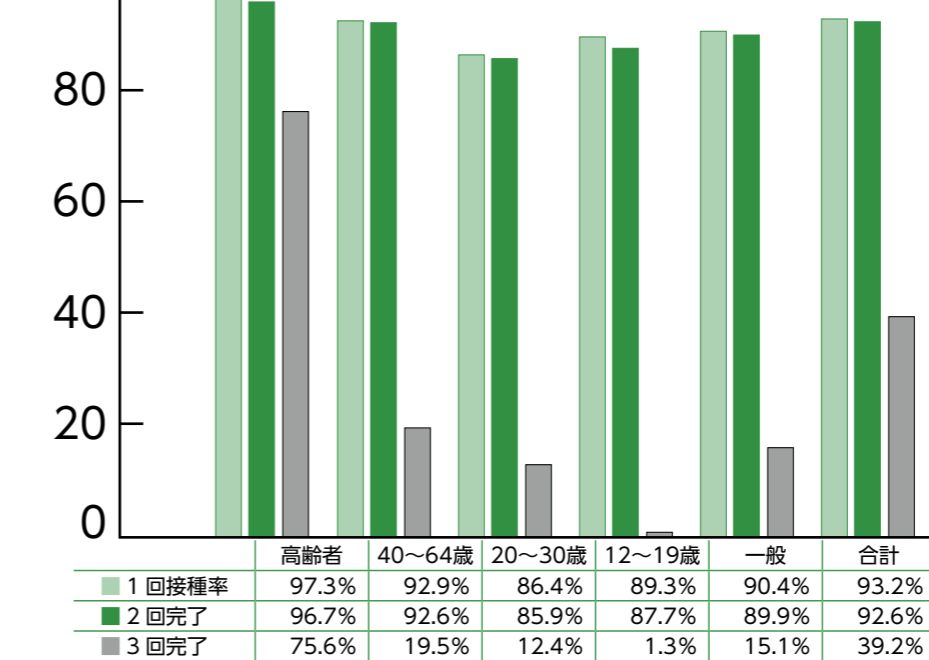
新型コロナウイルスワクチン接種情報

## 接種状況をお知らせします

### ●接種人数

対象者総数 32,468人 ※11月30日時点  
総接種回数 73,046回 ※3月16日時点  
接種1回目 30,246人(93.2%)  
接種2回目完了 30,078人(92.6%)  
接種3回目完了 12,722人(39.2%)

ワクチン接種状況(3月16日現在)



- ☑ 新型コロナウイルスワクチンの追加(3回目)接種  
2回目接種完了月が昨年11月までの方へ接種券を送付しました。転入等で通知が届かない場合は、保健課へお問い合わせください。
- ※ 18歳未満の方、2回目接種を完了した日から6カ月未満の方は接種の対象となりませんのでご注意ください(2回目終了日から6カ月後の同日から接種可能)。
- ☑ 5～11歳の接種  
接種券を送付しました。転入等で通知が届かない場合は、保健課にお問い合わせください。
- ☑ これから5歳になられる方(保護者)へ  
誕生日の翌月に案内通知を送付します。内容をご確認いただき、接種を希望される方は予約をお願いします。

- ☑ 12歳～17歳の追加(3回目)接種  
国の指示に基づき、接種券の発送準備を進めています。
- ☑ 感染対策について  
ワクチン接種の効果は100%ではなく、新たに感染する場合もあります。引き続きマスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行「3つの密」の回避、こまめな換気など感染予防対策をお願いします。

●お問い合わせ先(予約受付は、できません)  
新型コロナ相談ダイヤル ☎81-2512  
保健福祉部 保健課 ☎81-2271

## 新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のお願い

- 4月になり、入社や入学など人の移動や行事なども多くなる時期です。感染拡大防止にご協力をお願いします。
- ・移動は、移動先の感染状況を確認し、慎重に判断しましょう。
- ・入学式や入社式などの各種行事では、3つの密を避け、人と人との間隔を十分に確保する、マスクの着用、手指の消毒など、感染防止対策を徹底しましょう。
- ・飲食は少人数で、マスクを外しての会話は控えましょう。

- ・咳やのどの痛み、発熱などの症状がある場合は、登校や出勤、外出は控え、かかりつけ医や受診・相談センターにご相談ください。



マスク着用

消毒

距離をとる